受付番号　第　　号
２００９年6月１１日
時　　分

山県市議会議長　様

山県市議会議員
寺町知正　　　印

一般質問通告書

下記のとおり質問したいので、通告します
質問番号３番　　答弁者　　市民環境部長
質問事項　　中間処理施設（大桑地区）の計画の現状について
《質問要旨》

民間業者による大桑地区で産業廃棄物の中間処理施設の計画がある。

この計画は、２００７年（Ｈ１９年）４月６日に事前協議申請、同年６月１５日本申請、同年７月２６日に廃掃法第１５条の施設設置が知事によってスピード許可された。

この申請にあたって、「地元の同意書をつけること」と４月に市長が県に意見書をつけたことで、同意書も必要要件とされて申請に添付された。

しかし、地元には不安を持つ意見も少なくなかった。

昨年から今年になったあたり、業者が中心施設の建物の外壁をなくすよう変更したいといっているという話があった。地元には約束が違う、そんな姿勢では信頼できない、などの心配の声がある。

そこで私は、県の関係文書などを情報公開で取得した。

なぜか、業者は、現地での工事を長らく中断したまま、しかも当初の知事の許可は生きているまま、今年５月には、今度は「新たな施設計画」として事前協議を開始した。

許認可は県知事であるけれど、地方分権の各種法令が整備された中で、「市町村」は「基礎自治体」として住民に対して特別に責任がある。そこで問う。

１．　当初の設置許可の条件に公害防止協定、公害防止計画が必要とされている。
いつ、どのような内容で結ばれたのか。
そこに、地元は関与しているのか。

２．　設置許可の中の書類に「飛散及び流出並びに悪臭」「著しい騒音及び振動の発生」対策として「床面より５mの擁壁を設置し」とあり、「室内作業のため『飛散』『騒音』を防ぎ」とある。
どの場所のどの構造体のことか。
今の現地では、周囲に壁があるが、これとの関係はどのようか。

３．市には今年の春、地元から当時の住民の懸念に関して要望が出ているはずだ。
いつごろ、どこから、どのような趣旨で出され、市はどのように対応したのか。

４．　市は、地元の皆さんが、工事を中断しつつ、当初の設置許可があるまま、同じ場所で、現在、新たな申請が進行していることを承知していると考えるか。

５．　当初計画と現在の計画の施設構造上及び能力上の主要な違いはどこにあるのか。

６．　特に、心臓部ともいうべき「処理施設」の建屋の壁がなくなっている訳だが、その理由と影響についてどう考えるのか。

７．　許可申請にはそれなりの費用がかかる。それなのに、新たに申請するには、これまた費用がかかる。それより、当初計画の「一部変更」なら経費は少なくてすむことは一般的に想像できる。
　では、今回、経済的デメリットを背負ってまで、同時進行の新規申請という不自然な方法を採るのはどのような目的、意図であると考えられるのか。
　「基礎自治体」として住民特別の責任があるのだから、できる限りの誠意ある回答をされたい。

８．　業者の法人登記簿の取締役の中に元県議の名前がある。
　地元では、「その人が、(許可する)県には私が話しをつける」と言っているとの旨を以前から伝えてきている。
　県や市はそのようなことに影響されるものなのか。

９．　当初の地元関係者の同意が、今後どこまで有効なのかは最も気になることの一つだ。
　市は県から意見書を求められているが、いつごろ、どのような内容の意見書をつける予定か。

以上

※　廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（産業廃棄物処理施設）第 15 条　産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施政を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

２　前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
2. 産業廃棄物処理施設の設置の場所
3. 産業廃棄物処理施設の種類
4. 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
5. 産業廃棄物処理施設の処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
6. 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
7. 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
8. 産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、災害防止のための計画
9. その他環境省令で定める事項

（許可の基準等）　第 15 条の２　都道府県知事は、前条第１項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

４　前条第１項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

（変更の許可等）　第 15 条の２の５　産業廃棄物処理施設の設置者は、当該許可に係る第 15 条第２項第４号から第７号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。